農業振興地域整備計画　農用地利用計画変更箇所位置図

（令和７年８月～令和７年 12 月変更案件）

資料２－２

※土地収用法告示事業とは…公共事業を行うために土地の収用・使用が必要な事業が、国や県などの「事業認定庁」によって「事業認定」され、その旨が官報（または知事指定の方法）で告示される特定の事業。この場合、農振法第 10 条第 1 項第 3 号の規定により軽微な変更として取り扱う。
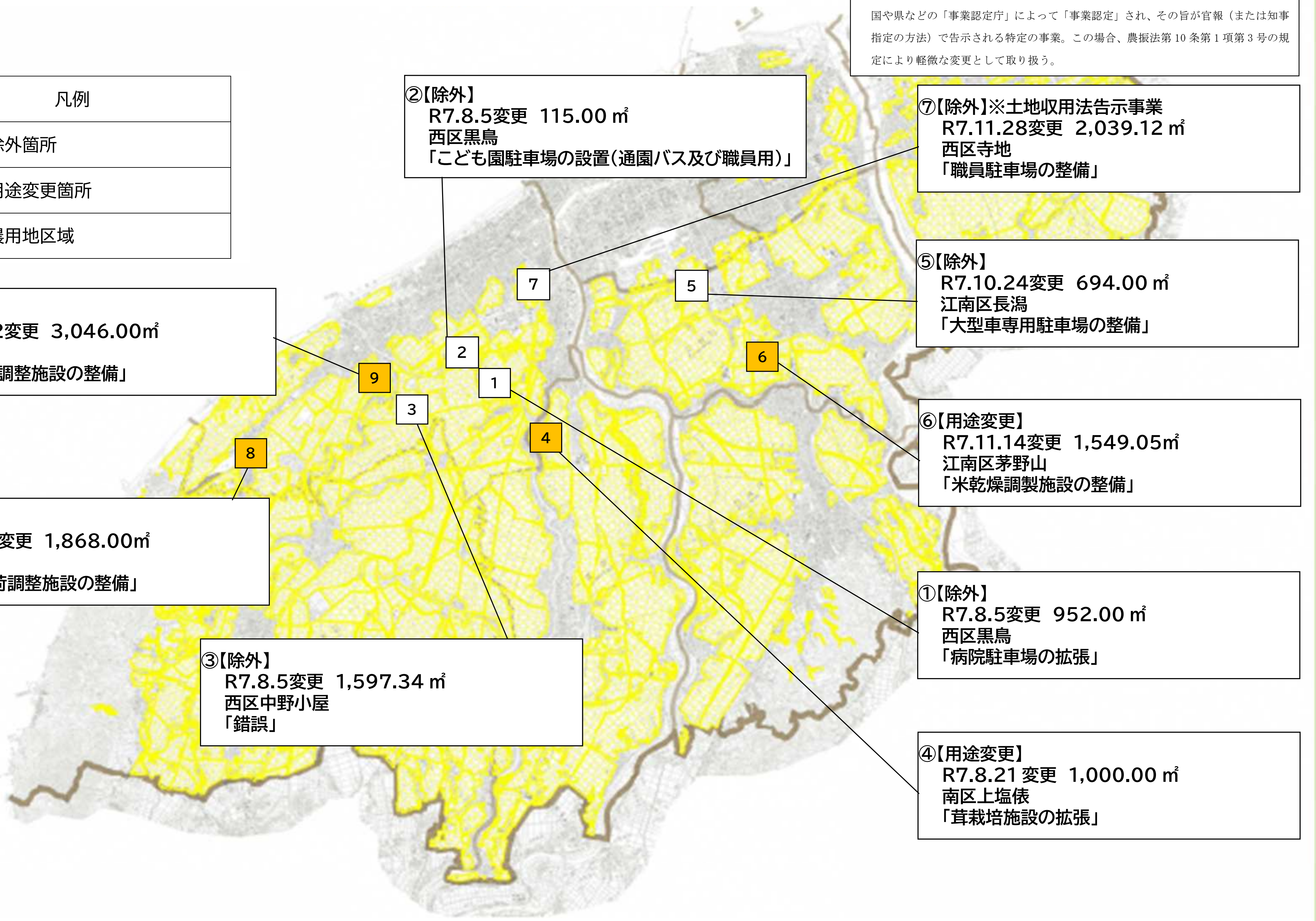
凡例	
□	除外箇所
■（橙）	用途変更箇所
■（黄）	農用地区域